

鉄道弘済会健康保険組合規程の一部を改正したので公告する。

令和 3 年 8 月 6 日  
鉄道弘済会健康保険組合  
理事



規程

■（費用の請求）規程第6条

- (1) 改正理由 医療機関によって契約料金が異なることから、補助額の公平性を図るため、補助の上限を設定することとした。

改 正	現 行
<p>利用者に対する費用の請求は被保険者については9,000円、被扶養者については11,000円とする。 <u>但し、組合と医療機関が契約している基本料金が次の額を超える場合については、その超過分についても利用者が負担することとする。</u> 被保険者 30,000 円、被扶養者 28,000 円</p> <p>2 <u>被保険者及び被扶養者が組合指定のオプションを利用する場合のオプション料金は組合が負担する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>利用者に対する費用の請求は被保険者については9,000円、被扶養者については11,000円とする。</p> <p>(以下略)</p>

改正年月日 令和4年4月1日